

答弁書第四二号

内閣参質一八五第四二号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」（平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定。以下「本部決定」という。）は、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国に全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明等を引き続き追求していくという従来からの政府の取組の方針を明確化したものである。

四及び五について

お尋ねの具体的取組、成果及び今後の課題について個々に明らかにした場合、今後の拉致問題の解決に向けた取組に支障を及ぼすおそれがあることからお答えすることは差し控えたいが、例えば、本部決定後の取組としては、国連を始めとする国際社会との連携強化について、北朝鮮と外交関係を有する国々と緊密な連携を図るとともに、内外世論の啓発について、新しいポスターを作成し、配布したほか、ワシントン及びニューヨークにおいて、政府主催のシンポジウムを開催するなどしてきたところであり、また、御指摘の拉致問題に関する有識者との懇談会についても、必要に応じて、開催しているところである。今後

とも、拉致問題の解決に向けて、本部決定に基づき、あらゆる方策を検討してまいりたい。